

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案） 新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 (略)</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 N—(一—アダマンチル) —(五—フルオロペンチル) —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類</p> <p>九 N—(一—アダマンチル) —(五—フルオロペンチル) —H—インドル—三—カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 —アダマンチル(—ペンチル—H—インドル—三—イル) メタノン及びその塩類</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 —アダマンチル(—「—メチルピペリジン—二—イル) メチル—H—インドル—三—イル—メタノン及びその塩類</p> <p>十四 N—(一—アミノ—三—ジメチル—オキソブタン—二—イル) —(四—フルオロベンジル) —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十五 N—(—アミノ—三—ジメチル—オキソ</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略)</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ブタン―ニール) ――ペンチル―H―インドール  
 ―三―カルボキサミド及びその塩類  
 十六 (略)  
 十七 N―(―アミノ―三―メチル――オキソブタン  
 ―ニール) ――ペンチル―H―インダゾール―三  
 ―カルボキサミド及びその塩類  
 十八―二十二 (略)  
 二十三 二―(エチルアミノ) ――フェニルブタン―  
 ―オン及びその塩類  
 二十四―三十一 (略)  
 三十二 キノリン―八―イル||ペンチル(―H―インド―  
 ル)―三―カルボキシラート及びその塩類  
 三十三―三十八 (略)  
 三十九 N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン  
 及びその塩類  
 四十 (略)  
 四十一 一―(二・三―ジクロロフェニル) ピペラジン及  
 びその塩類  
 四十二 (略)  
 四十三 二―(ジフェニルメチル) ピロリジン及びその塩  
 類  
 四十四 (略)  
 四十五 二―(ジメチルアミノ) ――(四―メチルフェ  
 ニル) ブタン――オン及びその塩類  
 四十六 二―(ジメチルアミノ) ――(三・四―メチレ  
 ンジオキシフェニル) プロパン――オン及びその塩類  
 四十七―五十二 (略)  
 五十三 ナフタレン――イル(――ペンチル―H―ピ

十 (略)  
 (新設)  
 十一―十五 (略)  
 (新設)  
 十六―二十三 (略)  
 (新設)  
 二十四―二十九 (略)  
 (新設)  
 三十 (略)  
 (新設)  
 三十一 (略)  
 (新設)  
 三十二 (略)  
 (新設)  
 三十三―三十八 (略)  
 (新設)

ロールー三ーイル)メタノン及びその塩類  
 五十四・五十五 (略)  
 五十六 二ー(ピロリジンーーイル)ー(チオフエ  
 ンーニール)ペンタンーオン及びその塩類  
 五十七 (略)  
 五十八 ーフェニルーニー(ピロリジンーーイル)ブ  
 タンーオン及びその塩類  
 五十九・六十 (略)  
 六十一 「五ー(ニールフルオロフェニル)ーペンチル  
 ーHーピロルー三ーイル」(ナフタレンーーイル  
 )メタノン及びその塩類  
 六十二〜六十六 (略)  
 六十七 「二ー(五ールフルオロペンチル)ーHーインド  
 ールー三ーイル」(ピリジンー三ーイル)メタノン及び  
 その塩類  
 六十八 (略)  
 六十九 ー(四ーブロモフェニル)ーニー(メチルアミ  
 ノ)プロパンーオン及びその塩類  
 七十〜七十三 (略)  
 七十四 二ーメチルアミノー(チオフエンーニール  
 )プロパン及びその塩類  
 七十五 (略)  
 七十六 二ー(メチルアミノ)ーフェニルペンタンー  
 ーオン及びその塩類  
 七十七 二ー(メチルアミノ)ー(四ーメチルフェニ  
 ル)ブタンーオン及びその塩類  
 七十八 (略)  
 七十九 二ー(メチルアミノ)ー(三・四ーメチレン

三十九・四十 (略)  
 (新設)  
 四十一 (略)  
 (新設)  
 四十二・四十三 (略)  
 (新設)  
 四十四〜四十八 (略)  
 (新設)  
 四十九 (略)  
 (新設)  
 五十〜五十三 (略)  
 (新設)  
 五十四 (略)  
 (新設)  
 五十五 (略)  
 (新規)

ジオキシフェニル)ペンタンー一オン及びその塩類  
八十〜八十四 (略)

八十五 五・六―メチレンジオキシインダンー二―アミン  
及びその塩類

八十六〜九十一 (略)

九十二 一―(四―メトキシフェニル)―二―(ジメチル

アミノ)プロパンー一オン及びその塩類

九十三〜百三

百四 (二―ヨード―五―ニトロフェニル)―一―(一

―メチルピペリジン―二―イル)メチル―一―H―イン

ドール―三―イル)メタノン及びその塩類

百五〜百九 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一〜四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
インダンー二―アミン、 その塩類及びこれらを含 有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
一―(二・三―ジクロロ フェニル)ピペラジン、 その塩類及びこれらを含 有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
ジフェニル(ピロリジン ―二―イル)メタノール 、その塩類及びこれらを	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途

五十六〜六十 (略)

(新設)

六十一〜六十六 (略)

(新設)

六十七〜七十七 (略)

(新設)

七十八〜八十二 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一〜四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
インダンー二―アミン、 その塩類及びこれらを含 有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
(新設)	(新設)
ジフェニル(ピロリジン ―二―イル)メタノール 、その塩類及びこれらを	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途

六 (略)	含有する物	二―(ジフェニルメチル )ピロリジン、その塩類 及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
	ナフタレン――イ ―ペンチル――H―ピ ロール―三―イ ノン、その塩類及びこれ らを含む物	学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場 合に限る。)	学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場 合に限る。)
	(略)	(略)	(略)
一―(四―ヨード―二・ 五―ジメトキシフェニル )プロパン―二―アミン 、その塩類及びこれら を含む物	(二―ヨード―五―ニト ロフェニル)―― ―メチルピペリジン― ―イ H―インドール―三―イ ル―メタノン、その塩類 及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場 合に限る。)	学術研究又は試験検査 の用途(ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場 合に限る。)

六 (略)	含有する物	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)
	一―(四―ヨード―二・ 五―ジメトキシフェニル )プロパン―二―アミン 、その塩類及びこれら を含む物	(新設)	(新設)